

特定適格消費者団体の  
認定・監督に関する指針等検討会  
第11回議事録

消費者庁消費者制度課

# 第11回特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日 時：平成27年 1 月22日（木） 14:00～16:00

場 所：消費者委員会大会議室

1. 開 会

2. 取りまとめ

3. その他

4. 閉 会

**升田座長** それでは、委員の方全員おそろいでございますので、ただいまから第11回になります。「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催したいと思います。本日、榎本委員から欠席の御連絡をいただいております。

では、まず、議題に入ります前に、本日の配付資料につきまして、消費者庁から御説明をお願いいたします。

**加納課長** どうぞ、きょうもよろしくお願ひ申し上げます。本日、まず資料1でございますけれども、報告書の案ということで、これまでいただきました御意見を踏まえまして、たたき台を作成いたしました。

それから、資料2であります、こちらは「検討事項及び今後の進め方」ということで、いつもどおりの資料でございます。以上でございます。

**升田座長** ありがとうございます。本日の検討会は、従前、予定しておりましたけれども、取りまとめとして、報告書案を議題といたしたいと思います。順次、項目に従って進めていきたいと思ひます。まず、第1及び第2について、御説明をお願いいたします。

**小田専門官** 資料の第1について御説明いたします。第1には「はじめに」ということで、消費者裁判手続特例法の成立経過、本制度の意義、本検討会の意味合いということに記載しております。

3ページに行きまして、第2は「特定適格消費者団体の責務」ということで、法の第75条第2項、第3項あたりを書き下しております。まず、1でいわゆる濫訴についての「不当な目的でみだりに」の具体的内容について記載しております。検討会において、判断要素として、事業者と特定適格消費者団体との交渉経緯を踏まえるべきという御意見がありましたので、その旨を加筆しております。

具体的な内容について、(1)として「自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は相手方に損害を加える目的で共通義務確認の訴えを提起する場合など、およそ消費者の利益の擁護を図る目的がない場合」、(2)として「当該共通義務確認の訴えが、不適法であるとして却下され若しくは請求に理由がないとして棄却されることが明らかなきとき、又はこれが容易に見込まれるときであり、かつ、特定適格消費者団体がこれを知りながら、又は容易に知り得たにもかかわらず、特段の根拠もなく訴えを提起する場合」については、従前の資料と同じになっております。

4ページの「2 特定適格消費者団体の連携、協力」についてですが、ここは法第75条第3項の内容を具体化してございまして、従前の資料のとおりになっております。以上になります。

**升田座長** ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点につきまして、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。どうぞ、大高委員。

**大高委員** ありがとうございます。まず、この間、これまでの議論をまとめていただいた努力に敬意を表したいと思います。総じてこれまでの議論の内容を踏まえて、一

定のバランスをとった取りまとめになっているのではないかと思います。その第1、第2に関して、一点確認をしたいことがございますので、御指摘をさせていただきます。

第2の1の「不当な目的でみだりに」の具体的内容については、基本的な議論としては、今、御整理をしていただいたとおりではないかと思っておりますけれども、1の(2)の事例といいますか、議論というのは、原則としては、基本的には訴えの提起に係る議論であって、原則として、仮差押えに関しては射程外になるのかと理解しておりますけれども、そのような理解でよいかという点について、確認をさせていただきたいと思っております。

升田座長 質問のようですが、その点をお願いいたします。

小田専門官 法第75条第2項、手元の資料の条文を御覧いただきたいのですが、法第75条第2項では、特定適格消費者団体は、不当な目的でみだりに共通義務の確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならないとなっております。訴えの提起だけではなくて、被害回復関係業務全体について、不当な目的でみだりに行ってはならないということになりますので、仮差押えについてもこの第75条第2項の適用はあるという形になっています。

ただ、仮差押えの場合には、実際の裁判実務からすると、認められないような場合というのは、そもそも仮差押えが認容されること自体がそもそもあり得ないので、団体の独り相撲で終わってしまうという形になると考えているところです。ともかく、法第75条第2項が射程外ということはないと考えています。

升田座長 どうぞ、大高委員。

大高委員 質問の趣旨がちょっと正確ではなかったもので、改めて正確に申し上げます。

小田専門官がおっしゃったように、仮差押えの申立ても、当然、被害回復関係業務の一部であります。当然、第75条第2項の適用があるというのは、その点はおっしゃるとおりだと思っておりますが、その具体的事例として挙げていらっしゃるうちの(1)と(2)のうち(2)の議論に関しては、仮差押えというのは基本的に射程外と理解していいのかという御質問です。

というのは、今、小田専門官からもありましたように、仮差押えというのは、あくまで本案の前に、かつ裁判所が審理をして、確実ではないけれども、一定の疎明がされたという段階で、担保金も積ませた上で流れるという手続でありますので、基本的には議論の射程外と考えていいのではないかと考えているところですから、その点の確認でちょっと質問したものです。そもそも第75条第2項の問題ではないという趣旨で申し上げたものでありませんので、その点補足します。

小田専門官 (2) 自体については、今の指摘であればそのとおりかと思っております。

升田座長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、和田委員。

和田委員 まず、一つ確認的なことで御質問させていただきたいのですが、3ページか

ら4ページにかけて、特段の根拠もなく訴えを提起する場合がどういう場合かということの例示を入れていただいている中で、②というのが修理対応をされている場合の例示と理解しているのですけれども、ここの中で、最後の方②の下から3行目のところで「相当多数存在しなくなることが明らか」となっているのですが、この相当多数の考え方なのですから、例えば、企業が修理対応をされていて、大体例えば1,000件ぐらい修理に該当するケースがある中で、でもどうしても修理しなくて返金がいいという人が、例えば100人ぐらいいた場合、マジョリティーの方はもう修理対応で満足しているのですけれども、100人ぐらいがどうしても返金がいいとおっしゃるような人が出てきた場合に、それは相当多数存在しなくなると解釈できるのでしょうか。要はそういう場合であっても、なおこの手続に乗るような可能性があるのかどうか、マジョリティーの方は納得しているのですけれども、その相当多数が割合的に見るものなのか、絶対数的に見るものなのかということについて、ちょっと教えていただきたいというのがまず一点です。

あともう一点、ちょっと遡って同じ3ページの(1)のところで「およそ消費者の利益の擁護を図る目的がない場合」として、例示で幾つか挙げられている中で、ここにこういうものが入られるかどうかという御提案なのですから、その特定適格消費者団体が提訴に先立って事業者と全くコンタクトをとっていない、全く問合せをしていないとか、事業者からどういうことなのかという質問とか情報提供を団体側に出したとしても、それにきちんと答えていないような、要はその団体と企業の間で、コミュニケーションができていないようなケースというのがここに入るのではないかと思うのですが、そういうものが例示として加えられる可能性があるかどうか御検討いただければというのが二点目でございます。

**升田座長** 二点、御質問だと思います。

**小田専門官** まず、一点目の質問の相当多数が絶対か割合かというところですが、これは、相当多数の要件としては、割合ではなく絶対数の問題になってくるのかと考えています。

二番目の御意見の全くコンタクトをとっていない場合が、(1)に入ってくるかというところですが、この制度全体を見たときに、仮差押えというところがありまして、仮差押えは、当然、事業者と連絡をとらずにやるのが基本的なところになると思っていますので、連絡をとらないこと自体が直ちに「不当な目的のみだりに」は該当するとは考えづらいと思っています。

ただ、事業者と消費者との間でどういう連絡交渉があったかという点については、直ちには考慮要素にならないのですが、交渉経緯については考慮要素にするようにはなっていますので、そういうところも踏まえて、訴えの提起が不当な目的のみだりになされたかどうかという判断をしていくのかと考えます。

**加納課長** 今、小田から御説明差し上げたとおりのことなのですが、一点目で恐らく和

田委員の御懸念としては、企業としてはそういう顧客対応というか、できるだけリコールで製品修理などを含めてやりましょうということで、企業として顧客対応をそれなりにやっているということで、ただ、もともと母数が多いので、全体の割合からすると、必ずしも、割合は多くないのですけれども、数としてそれなりに残ってしまっている場合どうかということで、企業としての対応とこの制度がどこまでかというところのせめぎ合いみたいなどころがあるのですが、相当多数というのは、数としては絶対的なもので見ますので、結局その数が個別訴訟であるのと、この訴訟の手續に乗せるのとどちらの方が手續としては効率性があるのかというこの制度の趣旨に照らして、そこは判断されてくるということだろうと思います。

ただ、二つ目の御質問とも関係をすると思いますけれども、要するに事業者の団体との事前交渉、これがどうであったかという点は、この検討会の中での御意見も踏まえまして、この3ページの1のあたりで盛り込ませていただきましたけれども、そこは考慮しますという形のガイドラインにさせていただきたいと思っております。

そして、一番最初のケースでも、企業がどういうことをやっていて、それに対して団体はどう対応しているのかというところは斟酌の事由として考慮されるものと考えております。

**和田委員** ありがとうございます。ここで例示として加えられないとしても、今、御説明いただいたとおり、もちろんきちんと対応しない不誠実な事業者が、結局、訴訟で責任追及されるというのは、それはやむを得ないことだと思うのですが、一応、誠実に対応しようとしている企業のこういう自主的な努力が阻害されないような書きぶりをガイドラインで工夫していただければと思います。よろしく願いいたします。

**升田座長** 法律の専門家以外の委員の方にはなかなか分かりにくい事柄が若干あるのは、仮差押えという言葉が先ほど出ておりますけれども、これは先ほど大高委員が御説明になったことはほんの一部の部分で、権利行使をするために、権利は訴訟で確定しても、実現しない場合もあるものですから、暫定的に権利を保全するという制度で、民事保全法という法律があるのですけれども、その手續によってやるのですが、幾つかの大きな特徴があるのですが、一つは先ほどおっしゃった疎明というのですけれども、証明ではなくて、一応の確からしさがあれば発令されるということにはなっています。

ただし、それともう一つは債権者の方の証拠と主張だけで、一方的な裁判として行われるという制度というのが非常に大きな特徴なのですが、ただ、便利な点だけではなくて、後に権利がないということが確定しますと、当然、損害賠償責任の問題が生じるのですけれども、過失が推定されるという非常に重大な負担を負わされるということと、実際にそれでは疎明資料があるから、仮差押えがすぐに申立てをすることができるかといいますと、例えば、事業用の財産等々に仮差押えをします

と、裁判所もそう簡単には、事業者といいますか、債務者になる事業者の営業に対する非常に重大な負担が生じるということが配慮されまして、まず、補償が出るかどうかという問題もありますけれども、補償が非常に高額になるおそれがあるというのと、問題は敗訴した場合に、損害賠償責任の範囲が相当高くなるという可能性があるということで、実際の運用が行われているのではないかと推測されるということで付け加えをしておきたいと思います。

ほかに何かございましたら。どうぞ、澤委員。

**澤委員** 取りまとめ、どうもありがとうございました。冒頭からなのですが、「はじめに」はこの経緯とかが書いてあるという認識なのですが、そのあと第2に入る前に、この団体がどういう性質を持っているものなのかというところを明らかにしておいた方がいいと思っております。従前から申し上げているとおり、この団体には公益的な目的があって、やはりこういった権限が与えられるということは、公正、公平にあと透明性をもって手続を進めるべきであると思えますし、あと、いろいろなところで触れられているように、専門性も大事になってくるというところがございます。したがって、団体としてどういう性質を持っているのかというのは、その全体を理解する解釈指針として、書いておいた方がいいのではないかと思っております。

二点目が似たような話なのですが、第2にかかわらず、どの条項もそうなのですが、何でそういう規定になっているのかという趣旨が書いていないと思っております。これを見て、団体が自分たちはどう行動したらいいのかを考えるに当たって、結論だけ書かれていても、多分、解釈しづらいと思えます。ですので、各条項については、まず、趣旨を書いていただいて、その上でどういうことをやるべきかを書いていった方がいいのではないかと思っております。

次からが各論になるのですが、まず、第2の1の(1)の柱書きのところの自己または第三者の利益を図りと、「自己」の利益を図りというところも目的になっているわけです。その自己のというところについては、①～③の例示を見ると、③のところ「自己の構成員のみ」という話はあるのですが、自己の利益を図る目的というのが例示で書いていないと思っております。

例えば、「自己の利益を図るために、法律上の根拠が乏しい、または法律上の根拠について十分な検討がなされていないにもかかわらず、和解目的などで訴訟を提起する場合」といったような場合が例示されてもいいのではないかと思っております。

次が、(2)と(1)両方に関わってくるのかもしれないのですが、最初の検討のときに、判例をいろいろと引用されていて、その判例からこういった要件を抽出されてきたと理解しております。ただ、判例と違うというところは、やはりこの団体が公益性を持って、専門性のある団体だということです。したがって、普通の確

認規定ではなくて、より重い義務を負っている創設規定だと認識しております。そういったことがここには反映されていないと思っております、従前の検討会では創設規定だと御説明いただいていたので、その辺も盛り込んでいただいた方がいいと思っております。

また2の「特定適格消費者団体の連携、協力」というところです。恐らく①のところの「対象債権及び対象消費者の範囲の設定等」というところが、二つの団体が訴えたときに併合されるような形でやってくださいというところを配慮して定めるところかと思えます。けれども、例えば、共同原告で訴える方が、もともと併合する、しないという問題にはならないので、そうした方がいいと思っております。

あと、実務上、やはり証拠の共有とか、そういうところはかなり大きいと思いますので、証拠を共有することによって、消費者の被害が救われるように最大限協力していくべきだと思います。そのあたりも反映していただいた方がいいと思います。ここまで以上です。

**升田座長** そのほか、いかがでしょうか。それでは、次に進んでまいりたいと思います。

では、資料1の第3について御説明をお願いいたします。

**小田専門官** 資料の第3について御説明いたします。資料の第3のところについては「特定適格消費者団体の認定要件」ということで、法律でいうと第65条第4項あたりのことを書き下しております。

まず、1で「差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること」という点について具体的に書いております。

(1)で「相当期間」について書いてありまして、原則として2年間という形にしております。

(2)の「継続して」の部分、これは従前の資料にはなかったところで、新しく加筆しました。検討会の際に、相当期間、この2年間に全く活動していない団体についてはどうなのだという疑問がありましたので、2年間活動の形跡が見られないような団体については、認定されることのないように、具体的に書いた形になります。

(3)(4)については、従前の資料の内容をまとめた形になっております。差止請求関係業務については、裁判上の請求のみならず、裁判外の差止請求も含まれるという形になっています。

2番目で「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」について書いております。この中で、6ページの(2)の「人員・物品が確保されていること」の3番目のパラグラフの「なお、」のところになります。従前の資料でも「なお、恒常的に多数の消費者から授權を受けている状況において必要な人員や物品を確保していることを求めるものではない」という部分まではありましたけれども、検討会において、最低限一定の人員・物品は必要だろうという意見がございましたので、確か



にそうだといいるところがありますので、理事会及び検討部門の運営並びに情報収集のために必要な事務局体制を最低限確保していることが必要だと加筆させていただきました。

次に、2の(3)の「業務委託」のところについてです。これについては、8行目の「また、」以降について加筆して、業務委託が適切になされるようにしました。具体的に言いますと、委託先の選定については、理事会の専決事項とし、委託先選定の合理的な理由を説明できなければならないとか、費用について、詳細な開示を受けるといような点について加筆しております。

続きまして、3の「理事会の専決事項」についてです。ここについては、従前の資料から少し整理しました。主たる変更点ですが、従前の資料では、簡易確定決定に対する異議の申立てと簡易確定手続における和解について、理事会の専決事項のように書いてあったのですけれども、これらについては、やはり異議申立てをするかとか、和解をするかについては、消費者の意思が尊重されるべき事柄だと思いましたが、理事会の専決事項からは除外しました。

授權拒絶または解除については、これは理事会の専決事項から除外すべきとの意見もありましたけれども、ここはやはり従前のおり、大事な事項ですので、理事会の専決事項としております。検討会では、確か簡易確定手続開始の申立て、二段階目の手続を始めるときも理事会の専決事項とすべきではないという意見がございました。これは原則として申立義務があるから、そういうことをわざわざ理事会の専決事項にする必要はないのではないかという意見ではあったと思うのですけれども、二段階目の手続が始まる段階では、理事会の開催はそもそも必須だろうと考えておりますので、理事会の専決事項として維持しております。

7ページの4の「専門的な知識経験」、ここについては、従前の資料をまとめる形になっております。

8ページの5の「被害回復関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること」の要件についてです。ここについては若干修正をしました。従前の資料ですと、①と②の2つの要件を立てていまして、まず、①として被害回復関係業務を継続的かつ安定的に行い得ると認められる財政基盤を有することという、このところはまだ生きているのですけれども、②として従前の資料では、特定適格消費者団体の各事業年度末の正味財産が当該団体の当該年度の経常経費のうち、被害回復関係業務に該当する経費を下回ってはならないということが掲載されておりました。

ただ、被害回復関係業務に要する経費の額、これは実際にどれぐらいかかるかというところを踏まえると、それが正味財産を下回ってはならないというのは、やや現実的ではないところがあるかと思いましたが、②のような基準については削除する方向で考えました。

ただ、もともと活動資金が途絶えそうな事態は望ましくという観点から、②のよ

うな基準を設けていましたので、活動資金が途絶えそうな場合については、それに備えた資金確保の方法、例えば、活動資金が途絶えそうな場合は、理事から借り入れるとか、弁護士費用は後払いするとか、そのような何らかの方法について考えていただいて、その経理的基礎の有無を判断する際の考慮要素にしてはどうかということに加筆しております。

次の9ページの6「被害回復関係業務以外の業務」のところになります。これは、認定要件としては「被害回復関係業務以外の業務を行うことによって被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」というところを具体的に書いた内容になっています。

ここについて、業務体制として偏りがあってはならないというところはやや明確になるように修正しております。検討会においては「過度に集中」という文言が適切ではないという御意見がありましたけれども、要は過度に集中して、最終的には適正に被害回復関係業務を遂行することができなくなるおそれがある場合、こういうことがあってはならないというところですので、「過度に集中」という文言は、直ちに不適切ではないかと考えておまして、そこは維持する形になっております。

続いて、7の「業務規程」。これは団体に定める業務規程の記載内容について、(1)以降で具体的に書いております。個別に説明するものは、具体的にポイントになりそうなところで、まず、10ページの(2)のところを御覧ください。10ページの(2)で「被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法」これを業務規程に書くことになっていまして、従前の検討会の資料ですと、個人情報保護の具体的な考え方について、5ページぐらいの資料を提出していただきましたけれども、個人情報の保護の問題は重要だと考えていますが、報告書のバランスということも踏まえまして、簡略的な記載にしております。ただ、個人情報保護法と整合的にこの個人情報保護の仕組みが考えられるべきだという点については、変更はありません。

その下の(3)のところで「被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法」についてです。ここは、若干、修正がありまして、まず、ア、イ、ウあたりは同じなのですけれども、エで「授権をした消費者への通知」という項目があります。

これは事業者から弁済を受けたときなど授権をした特定の消費者のために金銭を受領した場合については、当該消費者に通知すべきであるというところを書いてあります。遅滞なく通知するというところは原則としては維持しているのですけれども、消費者から了解を得られているような場合については、一定期間の受領をまとめて通知することも差支えはないと修正させていただきました。

その下の「カ」の中で「その他金銭の管理及び経理処理を適切に行うための体制を構築すること」の中で、金銭管理責任者を置くべきであるとしております。

ただ、その金銭管理責任者について、従前の資料では公認会計士、税理士、企業会計に従事した経歴があるものが望ましいとしていましたけれども、ここについては、いろいろ御意見あり、破産管財人等の実務に精通した弁護士も例示として加える形にしまして、最終的には、どういう資格があるかではなくて、金銭管理を適切にすることができる者、これが任命されることが必要だろうというところがありましたので、そのように修正させていただきました。

(4)の「簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約の内容」については、従前の資料のとおりになります。

(5)で「授権をした者の意思を確認するための措置」。意思確認の措置については、従前の資料のとおりであるのですが、この中で本人確認について触れている部分がありまして、従前の資料では、本人確認方法としては、面談を原則として、遠隔地であった場合には、その他の方法を認めるというような記載になっていたかと思います。ただし、本人確認方法については、いろいろ他の制度も参考にして、面談して本人確認書類を確認する方法のほか、本人限定受取による郵便等を利用する方法とか、消費者から本人確認書類の送付を受けて、そこ宛てに書類を送るとか、そういう他の方法を認めるように修正しております。

6番目のところで、相手側事業者と利害相反がある場合の措置について規定しております。従前の資料では、特別な利害関係がある場合とは、取引関係がある場合だとしておりましたけれども、他に取引関係がある場合ですと、例えば、検討会では、電力会社と契約している場合はどうなのだという意見がございましたので、日常生活に必要な取引については、ここの特別な利害関係からは除外するという形になっています。

(7)の「消費者契約法における規律」とか、(8)で「その他の記載事項」については、従前の資料をまとめる形になっております。以上になります。

**升田座長** どうもありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきまして点について、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

**大高委員** ありがとうございます。かなり多数の指摘があるのですがよろしいでしょうか。

**升田座長** どうぞ。

**大高委員** 順次、できるだけ簡潔にさせていただくようにいたします。まず、6ページの(3)の「業務委託」のところでございますけれども、基本的な考え方はおおむね妥当ではないかと思っておりますけれども、まず、一点は、業務委託の範囲といえますか、どの程度になれば業務委託となるのかについて、必ずしも明らかではない部分があるかと思えます。

例えば、郵便を送るために、日本郵政に発送してもらう。これは発送業務の委託になるのかどうかとか、細かく言えば、かなり微妙な事例も出てくるかと思えます。

業務委託先になると、ここのペーパーにも書いてあるとおり、さまざまな責務が課されることとなりますので、この点、考え方がもう少し明確になるようにしていただいた方がいいのではないかと思います。

また、この点に関して、委託先を選定した合理的な理由の説明を求めるとするという考え方は非常に適切なものではないかと思っておりますが、団体が所在する地域によっては、事実上委託先の選択肢があまりないというような場合もあるだろうと思うのです。単なる結果だけを見て、合理性があるかどうかということが判断される可能性もあるので、地域の実情を踏まえて過度な要求にならないように配慮をしていただきたいと思います。

続きまして、6ページから7ページにかけての「理事会の専決事項」ですが、基本的には、今、小田専門官から御説明いただいたとおりで妥当ではないかと思っておりますが、一点、授權契約の拒絶、解除に関しては、確かに重大な決定ですので、原則として理事会の専決事項とするということについては賛成であります。ただ、事案によっては、その拒絶などをするという結果を速やかに対象消費者に伝えなければいけない場合も出てくるかと思っております。

例えば、時効の関係で、すぐに個別に訴訟を起こしていただかなければいけないとか、そういった場合に、理事会の開催を待っているのは、対象消費者に具体的に不利益が生じるという場合もあるかと思っております。こういった場合に、一定のやむを得ない場合には、特定の理事に判断を委ねるとか、そういった例外的規定を置かれてもよいのではないかというように思います。

続きまして、8ページの5の(1)経理的基礎のところでございますが、正味財産と前年度の経費を比較するという基準が撤回されたことは評価したいと思います。ただ、経理的基礎の考慮要素として、予想外の事態に活動資金が途絶えそうな場合に備えた資金確保の方法というものを先ほど幾つか事例を出していただきましたが、そもそも活動資金が途絶えそうな場合に使えるような資金確保の方法というものがあれば、それはまだ活動資金が途絶えそうな場合には至っていないと言えるのではないかと思います。本質的にはかなり矛盾したことを求めておられるように思います。この点については、団体の方も非常にどうしたらいいのかと悩まれると思いますので、もしこれを維持されるのであれば、もう少し具体的にどういうことが想定されるのか分かるようにしていただくべきだと思いますし、そもそも必要性があるのかどうかについても、一度、検討いただきたいと思います。

それから、債務超過に陥っている場合、若しくは債務超過に陥ることが確実に予見される場合は、経理的基礎の要件を満たさないという点については、私も、前回、論点整理のときには、基本的にはこの考え方は妥当ではないかと申し上げたところではあるのですが、この間の特に報酬に関する議論を踏まえたと、後で議論に上がりますが、取りまとめの方向性の報酬の議論というのは、ほとんど着

手金を取らないで、完全成功報酬の形で後から報酬を取るという形になっておりますので、団体からすると先に経費が出ていくという関係に立つ、そういう報酬体系になるのだらうと思います。

そういうことを前提にしますと、短期的といえますか、一時的に債務超過状態に陥るということも十分あると考えられると思います。ですから、例えば、回復の見込みがない債務超過状態であるとか、そういった形で一定の留保をつけていただく必要があるのではないかと思いますので、この点御検討いただければと思います。

同時に「収支の見込み」と著しく乖離した出資状況にあるということについても、これも見込み外れで授權が得られなかったとか、そういった事情で大きく乖離することもあり得るわけですし、また、そもそも見込みと乖離をしたからといって、当然に経理的基礎を欠くになるわけでないと思います。ネガティブに評価するということが自体は理解しますが、それはむしろ経理的基礎の問題でなくて、団体のマネジメントといえますか、そのあたりの問題ではないかと思うところであります。

業務規程の関係についても何点か申し上げたいと思います。まず、9ページから10ページにかけて7の(1)のウの「被害回復裁判手続に付随する情報の提供に係る業務の実施の方法に関する事項」についてですが、こちらの考慮要素の判断基準として情報の提供を行うかどうかの考慮要素として幾つか挙げていただいています。以前も申し上げたところですが、法第82条は基本的に情報提供に努めるという規定にありますし、また、提訴があったかどうかという情報は、対象消費者にとって非常に重要な情報ですから、やはり、まず、情報提供を行うのが基本であるということ踏まえつつ考慮をするという形になるべきではないかと思います。

11ページの金銭管理の関係での「授權をした消費者への通知」のところでありませぬ。一定の包括的な報告を許容していただいた取りまとめについては評価をしたいと思いますが、これに加えて、受領した金銭の額が非常に少額で、受領した金額と比較して、通知に過大な費用を要する場合については、仮に了解を得ていない場合であっても、定期的な報告で足りるとしてもよいではないか、これは逆に対象消費者の利益を守る観点から考えられていいのではないかと思います。

11ページのカの金銭管理の責任者のところでも、基本的なまとめ方については異論はございませぬけれども、金銭管理の責任者の中身について若干確認をさせてください。これはあくまで帳簿等の最終チェックをする人という意味であって、日常の金銭出金とかを管理する人を意味するものではないということを確認したいと思います。

12ページ(5)の「授權をした者の意思を確認するための措置」として、本人確認措置の方法が原則例外ではなくて、並列的な記載になったことについては非常に妥当ではないかと思います。

13ページの(6)のア「特別の利害関係を有する場合」ですけれども、公正の確

保というのは非常に重要だということは私も理解はするところではありますが、その対象として、特定適格消費者団体の役員のみならず、職員まで含めているという点については、ちょっと厳しいのではないかと考えています。あくまでこれは特定適格消費者団体の意思決定過程の公正さを確保するというのが目的だと思いますので、その意思決定過程に関与する者に限定していいのではないかと。といいますのは、第二段階とかで臨時に職員を雇うということも十分あるわけでありまして、そういった場合にまで逐一公正確保を図るといっているのはやり過ぎではないかと考えております。以上です。

**升田座長** 多く御指摘がありましたけれども、そのうち、御質問と思われるのは、11ページから12ページの責任者のところだと思います。

**小田専門官** 金銭管理の責任者、これは別に日常的にその人がお金を入金しなければならぬという趣旨ではありません。

**升田座長** そのほかの委員の方、いかがでしょうか。どうぞ、三木委員。

**三木委員** 質問なのですけれども、8ページの「特定認定における経理的基礎」のところですが、ここの書きぶりのところで「差止請求関係業務の実施の状況、予想外の事態により活動資金が途絶えそうな場合に備えた資金確保の方法等を踏まえ、総合的に考慮すべきである」というところなのですが、これは各団体の方で考えなければいけないのでしょうかけれども、消費者庁として、何か案としてどのようなものを備えの資金としての確保ということで考えておられるのか、もしあれば教えてください。

**升田座長** 資金の調達についての御質問だと思います。

**小田専門官** それは、あくまでも、団体の方でそういう資金確保の方法を考えてほしいということで、消費者庁で一定のお金を用意することは考えておりません。これについては、先ほど簡単に触れましたけれども、理事から借り入れるだとか、被害回復関係業務で、実際、多くかかる経費は弁護士報酬ですので、弁護士報酬について、後払いでも済むようなそういう体制をとるとか、そういうことを考えています。

**升田座長** ほかにいかがでしょうか。大河内委員、どうぞ。

**大河内委員** 先ほど大高委員からも出ていましたけれども、9ページの下のウの被害回復裁判手続に付随する情報提供のところなのですけれども、情報提供を行う場合とか、行うかどうかというような表現になっていますけれども、特定適格消費者団体の活動を知ってもらうという意味を込めても、被害を受けている人、そして受けていない人にも、何らかの情報提供がぜひ必要だと思います。行う場合とかではなくて、何と云えばいいのか思いつきませんが、ニュアンスとして、情報提供してもしなくてもいいのかとならない表現にしたいだけだと思います。

もちろん、考慮要素がいろいろあるのは分かっているのですけれども、ぜひ情報提

供はしていただきたいと思います。それから内容はこのままでいいと思っているのですけれど、12ページの金銭管理のところですが、先ほど、説明していただいたとおり、資格の問題、つまり公認会計士が必要だとか、税理士でなければいけないとか、そういう資格の問題ではないとおっしゃっていたので、そこはよかったと思っているのですけれども、文言が「望ましい」から「必要がある」と変わっているところについて、それは前段がそういう文言になったため変えたのか、理由を教えてくださいたいと思います。

**升田座長** 最後の理由についてお願いいたします。

**小田専門官** 従前の「望ましい」から「必要がある」に変わったのは、御指摘のとおりで、従前は公認会計士、税理士、企業会計に従事した経歴がある者と限定してなっていました。それだったら「望ましい」と書くしかないかと思っていましたが、今は金銭管理を適切にすることはできる者となりましたので、これだったら「望ましい」ではなくて、そういう者が任命される必要があるということで、「必要がある」に変えております。

**升田座長** どうぞ、渡部委員。

**渡部委員** 内容につきましては、従前の検討会の結果を踏まえて適切にお取りまとめいただいたと思います。1点、誤記ではないかと思われるので確認していただきたいのですが、9ページ目の6のこれは「6号」ではなくて「7号」ではないかと思うのですが。

**小田専門官** 誤記です。御指摘ありがとうございます。

**升田座長** ほかにいかがでしょうか。どうぞ、澤委員。

**澤委員** まず、6ページの「(2) 人員・物品が確保されていること」という部分で「必要な事務局体制を確保していることは最低限必要」という部分について、一人もプロパーの職員がない場合には、これはどのように評価されるのか。これは質問です。

次に、6ページの「(3) 業務委託」のところですが、委託先に定期的な報告義務を負わせるというのは、これはマストだと思っております。けれども、報告義務といいますと、委託先の方から自主的に報告するみたいな受動的なイメージをしてしまいまして、例えば、業務委託元である団体の方から、業務委託先に対して、情報を提供させるようにするとか、情報開示義務を負わせるとか、説明義務を負わせるとか、そういった積極的なことが必要ではないかと思えます。

その次、続きなのですが「委託先を選定した合理的な理由を説明できなければならない」と書いてあるのですけれども、ここについても「説明できなければならない」と、実際に説明されるのかどうなのかが分からない形になっていると思います。ですので「説明するように公表する」だとか「監督庁である消費者庁から要求があれば説明する」とか、そういう形になるのかと思っております。

その次も続きなのですが、同じような考えで「委託先から内訳等の詳細な開示を受ける必要がある」とあるのですが、これは開示を受けるのはいいのですけれども、開示を受けて公表するとか、そういった公表できる体制にして「要求があれば公表する」とか、そういったことをする必要はないかと思えます。

次が7ページ目の「理事会の専決事項」なのですけれども、最後の「被害回復関係業務の一部を第三者委託する場合」というところで、先ほど大高委員から似たような御指摘がありましたけれども、これは重要な委託に限らないと何でもかんでもという話になってしまうのかと思えます。

次が、8ページの5の(1)の「特定認定における経理的基礎」です。ここは先ほど前段申し上げたとおり、趣旨を書かないと分からないかと思っております。例えば、団体側が破産するリスクを回避するとか、財産があるということは団体の信用力につながっていきますので、その信用力を確保するとか、あとは経理的基礎がないと、端的に言えば金目的で訴訟をしてしまうのでそれを防ぐとか、そういったことなのかと思えます。もっとも、例えば、最後の金目的の訴訟を防止するという趣旨ですと、後々の報酬のところにも絡んでくるわけですが、これはあまり要件が厳し過ぎると、結局、逆にお金目的で訴えるというインセンティブも働いてしまいます。要するに趣旨をしっかりと書いていただいて、そこから議論した方がいいのではないかと思っております。

次に、経理的基礎は最終的には客観的な要件なしで、消費者庁の御判断でされるのかと思えますので、ここは消費者庁の運用の方が非常に大事になってくると思えます。団体側に事業計画等を出していただく形になると思うのですけれども、そこをしっかりと精査するような形で消費者庁には運用されることを期待しております。

10ページの(3)の預り金のお話のところでは、預り金の口座の開設のところについては、最終的には「望ましい」という形になっていると思うのです。ただ、これは「望ましい」ではなくて、これはもう「必要である」という形にするべきではないかというのが私の意見です。団体はもちろん善管注意義務を負っていますし、これは倒産隔離が目的だと思いますので、信託法上分別管理義務も負っているのではないかと思えます。したがって、これは「必要である」、すなわち義務だと認識しております。なお、ここは検討会のときも申し上げたのですが、分別管理していれば、倒産隔離が完全に図れるのかどうかというところを教えてください。もしそれで十分ではないのであれば、十分であるような形に変えなければならないのだらうと思っております。

次は質問なのですけれども、11ページのエの「授権をした消費者への通知」というところで、最後のところ「なお、金銭の受領が特定の消費者に対するものとは考えられない場合には」という、通知が不要の場合なのですが、これは具体的にどのようなものを指していらっしゃるのでしょうか。イメージがつきづらくて、具体化し



た方が団体の指針になると思います。

先ほど質問でお答えいただいたのかもしれないのですが、12ページの金銭管理、経理処理を行うための体制を構築することというところで、公認会計士、税理士、企業会計に従事した経歴がある者など、適切な人という話なのです。これは先ほどの団体の事務局の体制を整えるというところとの関係で言うと、先ほどプロパーの社員が一人もいない場合はどうなのだという質問をしましたが、こういった人がいないと、事務局体制はやはり整っていないという形になってくるのかどうかというところで質問です。

想定するのは、例えば委託した法律事務所側で適切な金銭管理を行う人がいれば、適切な体制なのだと言えるのか、それとも、やはり団体は団体でそういう人が必要ということになるのかというところを教えてくださいと思っています。

次が、12ページからの続きですが、本人確認のところは、本人確認のところは、直接確認しないでもいいというところは私もそのとおりの意見です。けれども、ここは本人確認が不十分であったために、団体が本人ではない人に弁済してしまったと。そのときに事業者側の義務がどうなるのだという話を検討会のときにさせていただきました。恐らく団体側は準占有者に対する弁済があれば、団体側は義務を免れるという形になるのですが、そうでない場合には、団体が引き続き義務を負わなければならないという形になると思うのです。そこは本人確認の方法がずさんであると、最終的には団体側のリスクにもなるので、そこはそこで明記しておいた方が、注意喚起の意味で、いいと思っていますというのが一つ。もう一つは事業者側としては団体に払った時点で、そこはもう弁済完了という形になっているので、追加で別の方が後から私が本人ですと現われた人に対して弁済しないでも済みますというところを注意的になるのか分からないですが書いていただいた方が事業者側としては理解しやすいのかと思っています。

13ページの「特別の利害関係を有する場合」の「事業者等」とあるのですが、この「等」についてどういう意味ですかというお話を検討会のときにさせていただいたので、御説明いただきたいと思っています。私としては、個人的には広めにとるべきであって「事業者等」の中には、兄弟会社とか、そういったものも含まれるのかと思っています。

最後に、今までの説明資料では業務規程の中に入っていたかと思うのですが、消費者契約法第31条第2項の調査を行う者の選任の話を検討会のときにしていたと思います。それがなくなってしまったのかと思っているのですが、それはどういう状況なのかというのを教えてくださいと思っています。以上です。

**升田座長** 質問が2、3点あったかと思っています。

**小田専門官** まず、最初にあった質問で、事務局体制が一人もプロパーがいないようなところはどうなのだという御質問が最初にあったと思うのですが、確定的な

形で答えられるわけではないですが、実際に一人もプロパー職員がいないような団体が特定認定の要件を満たす体制がとれているのかという質問であれば、恐らくそういう認定をするのはかなり難しいという形になるのではないかと考えています。

次の質問で、金銭管理の責任者を法律事務所とかに委託している場合に、法律事務所の方で責任者がいるからいいとなるのかと言われたら、それは違うと思います。やはり、これはあくまでも被害回復関係業務や通常の日常の金銭管理等も含めて、金銭管理責任者が必要だということになっていますので、その業務について、法律事務所に業務委託するということはそもそもあり得ないとは思っていますし、そういうものでは足りない。やはり団体の方で金銭管理をする責任者を誰か設けてもらう必要があるかと考えています。

三番目の質問の調査実施者について、これは検討会の資料では、確かに公認会計士、税理士、企業会計に従事した者が望ましいという資料がありましたけれども、その点については、検討会では適法性の監査までやるという話でして、そうすると、会計的なことを考えている人だけでは足りないというところがあって、現在の消費者契約法と同じく、弁護士も含めて考えるべきかと考えていますので、現行の消費者契約法のガイドラインと同じような形になるかと考えています。その意味で、特に記述を変える必要はないということで資料から落ちている形になっています。

**升田座長** ほかに何か。澤委員、どうぞ。

**澤委員** 関連事項です。今の調査を行う者の選任のところで、独立性があるというところは追加で必要なのではないかと考えていたので、もし、御検討の余地があるのであれば、御検討いただきたいと思います。

**升田座長** どうぞ。

**加納課長** 倒産隔離の点でございますけれども、ここはこの制度で特段の規律を設けているというところではないのですけれども、一般的な考え方としまして、信託財産という形になれば、当然それは倒産隔離されるということになると思われれます。

その場合に、どういうことをやっていけば、信託財産として認められるかということでございますが、ここはいわゆる分別管理ということでありまして、その金銭、例えば、対象消費者のために受け取る金銭などがあり、相手方事業者から団体がいったん金銭を受領するということが考えられるわけですが、その場合に、団体名義で例えば口座を開設し、その対象消費者のために受領した金銭であるということを明確にして管理をするというような場合であれば、その財産が信託財産であると認められるということが過去の判例などとの関係から考えられているようでありますので、基本的にはそういうことで足りるのではないかと考えているところでございます。

**升田座長** そのほか、いかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

**和田委員** ありがとうございます。私も簡潔に幾つか質問させていただきたいのですが、

まず、9ページの7で「業務規程」というものがある、ここは確認なのですから、確かに業務規程については、特定適格消費者団体として認定を申請する時点で二週間の公衆縦覧に供されるというところは確認したのですけれども、その申請時点を過ぎた後について、業務規程については、ホームページ等で常に見られる状況になっているかどうかということを確認させていただきたいところでございます。まず、それが一点です。そうした方がよいのではないかと考えているので、質問をさせていただきました。

やはり、対象消費者も授權をするに当たって、自分の授權した結果、この団体でどういうプロセスでどう取り扱われるかということをやはり確認できた方が安心して授權できるのではないかと考えていたので、この業務規程が常にホームページ等で確認できることになっていることが望ましいと考えております。

それから、9ページから10ページにかけて、情報提供に関する業務でございますけれども、一応その情報提供についての考慮要素ですとか、提供方法について「業務規程に定める必要がある」と書かれていて、これはこのとおりであると思うのですが、更に一歩進めて、業務規程にどのように定めるかという点についても、ある程度指針を示す必要があるのではないかと考えておまして、これはもう指針の段階で書き込まれるということ想定されているのであればそれでいいのですけれども、やはり、情報提供というものが、いったん公のところに特定適格消費者団体から情報が提供されてしまったときに、やはりその情報が独り歩きするリスクもあると思いますので、例えば、未確認の事柄を事実であると誤認されないよう配慮すべきとか、その情報提供の在り方について、どう業務規程に定めるべきかということについても、指針で方向性を出していただく必要があるかと思っております。

同じく10ページの今度は個人情報の関係なのですが、個人情報保護法違反のおそれが発覚した場合、つまり、恐らく情報が何らか漏えいしているようなケースだと思われるのですが、その場合、内閣総理大臣等へ報告等というのは、恐らくこれは法律上求められていることなのかもしれませんが、これに加えて元の情報を提供した者に対して、例えば、事業者が個人情報を提供するということが想定されているのだと思うのですが、その場合に情報を提供した事業者等にもきちんとかういう事態になっていますということは速やかに報告していただきたいという必要があるかと思っております。

やはり、実際に個人情報を漏えいしてしまった者が団体であったとしても、では何でその団体にこういう重要な個人情報を提供したのだということで、結局、世間から批判を受けるということに結果的になるケースも考えられるものですから、やはり事業者としても情報を提供する以上、そのフォローアップもきちんとしていただく必要があるかと思っております。

それから、これはどこに書かれているのかは私も確認できなかつただけなのだ

思うのですけれども、例えば、12ページのところで、授權契約の内容について、ポイントを書いていたいただいているのですけれども、途中段階で議論した際に、授權することによって、それ以外のさまざまな法的な請求が事業者側にできなくなるとあります。例えば、損害賠償請求訴訟をするのだったら、逆に今度は修補の請求ができなくなるということなど、授權することによってできなくなることについてもきちんと説明すべきという議論があったと思うのですが、それがこの契約の内容に入るのか、あるいは説明内容のところに入るのか、いずれかで明示していただきたいと考えておるのですが、私がもし見落としていたら、どこに書いてあるか教えていただければと考えております。

金銭の分別管理については、澤委員からの指摘のとおりで、きちんと分別管理を徹底していただいて、この消費者に本来属する財産が不当に害されることがないような手立てを講じていただければと思います。以上です。

**升田座長** よろしいですか。それでは、質問が幾つかあったかと思しますので、お願いいたします。

**小田専門官** まず、最初にあった質問で、業務規程が公開されているかというところですが、まず、業務規程自体は、消費者庁のウェブサイトからいつでも見ることができまして、あと団体の備置き書類になりますので、備置き書類を閲覧するということも可能ということです。いずれにしろ、公開になる形になっています。

二つ目の質問で、一つの手続に乗ったら他の請求ができなくなるというところは、記載しておりません。記載するとしたら、通知事項とかの、後で第4のところの説明しますが、通知事項で被害回復裁判手続の概要を通知しなければならないというところがあるかと思いますが、そこに書き加えて、通知事項になるから、自動的に説明事項にもなるかと思えます。

**升田座長** いかがでしょうか。どうぞ。

**加納課長** 今の授權に伴うデメリット、これは恐らく説明事項とか、そういう形になってくるのではないかと。そういう議論は、たしかこの検討会であったと思しますので、検討いたします。それから、他の何人かの委員からも御指摘があった情報提供の在り方についてということで企業側からすると、やみくもに提供されることによる企業のデメリットというものがあるから注意してくださいと。一方で消費者サイドからすると、この制度の趣旨といいますか、できるだけ広く消費者を集めて、一括解決しようという制度でありますから、消費者に対してできるだけ分かりやすい説明を心がけるということを基本にしてくださいというようなお話がありました。結局、両方の要素を勘案しなければいけないと私どもの方でも認識をしております。そういったことを踏まえて情報提供をしてくださいということで書かせていただいたということでございます。

です。ので、検討会での御意見を踏まえて、今のところはこういう形で書いている

ということですので、ガイドラインで具体的にどう書き下ろすかということについては、御意見を踏まえて更に検討するというにしています。

それから、個人情報漏えいでございますけれども、これは、この制度そのものというよりは、むしろ個人情報保護法とか一般の話になるかもしれないと思います。検討いたしますけれども、要はこの制度としては、個人情報を適切に管理してくださいということございまして、そもそも漏えいはしないようにしてくださいというところで、情報の適切管理をするということが法律の立て付けになっている点を書いておりまして、ガイドラインもそれを書き下ろすという観点でやっております。

今のお話は、仮に漏えいした場合に、その情報の提供先にもフォローアップの機会を与えるように、例えばこういうことがありましたということを通格消費者団体から企業に対して連絡するとかということ想定しておられるということだと思いますので、この制度の立て付けから若干外れるようなところがあるような気がいたしました。工夫はできないかということは検討していただきたいということでございます。

**升田座長** どうぞ。

**和田委員** 今の個人情報の保護の観点なのですが、事業者側に情報提供義務が課されているところとバランスをとることもありますので、やはり、もし個人情報保護法本体の方の規律にそういうものが入っていなかったとしても、こちらについてはぜひ検討していただけたらと思います。

**升田座長** 他にも御意見があるかもしれませんが、他にも検討いただく課題もございまして、次に進ませていただきたいのですが、今、御意見をいただいたところ、基本的にはこの制度が消費者の財産的被害を適切に回復して、被害者に確実にわたるということを旨とするということですから、やはりあまり財政的基盤が問題となると、ほかの問題も生じますし、それから、先ほどのように、きちんと管理されていないということになりますと、せっかく回復したのに、確実に渡らないということがありますから、そこはきちんと対応した方がいいという気はしますけれども、先ほど、澤委員の御質問の中で、民法の適用といったような一般的な法理論の適用に当たる部分は、一応、判例等のある部分もありますけれども、そうでない部分もあり、かつ事案によるというところがあると思いますので、なかなかそれをここに検討会の考え方として書くというのが、ケースバイケースという具合になりますと、書く意味もあまりないと思いますので、それは議論の中で議論していただいた痕跡という失礼ですけれども、記録を残すということを目指して書くかどうかは別途検討させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次に進みまして、資料1の第4について御説明をお願いいたします。

**小田専門官** 第4では、通知、公告、あと授權に先立つ説明など、簡易確定手続が開始されている時点での規律について、具体的に記載しております。従前の資料からの

修正点、変更点を中心に御説明しますと、まず、通知すべき事項については、17ページの(2)のアの中で充実させております。

19ページまで大体資料のとおりなのですが、19ページの(5)のところ「2以上の簡易確定手続申立団体がある場合」についてです。

ここは従前の資料だと、2以上の簡易確定手続申立団体がある場合については連名で行うことが望ましいというのが従前の資料であったところですが、連名で行わない場合はどうなるのだというところがありましたので、連名で行わない場合についても、他の団体に関する情報も通知事項とすべきことが望ましいと記載いただきました。

2の「公告」についてです。ここについては、通知に準じることが大体記載されております。

公告を行うべき「相当な方法」としては、ウェブサイトの掲載ということで、従前の資料のとおり掲載しております。

3で相手方事業者への公表について書いておまして、相手方事業者による公表の方法については、ガイドラインとは別の方法で公表すべきではないかという形にしております。

また、従前の資料では、消費者の数が多いうちについては、新聞広告が望ましいとしておりましたが、費用のことを考えると、それは現実的ではないので、新聞広告については資料から削除しました。

続きまして、21ページ、4で法第32条に基づく「説明義務」について説明しております。

説明義務については、その履行方法として議論がありまして、法律の立て付けとしては、書面の交付または電磁的記録を提供に加えて口頭または電話による説明という形かと思っておりますけれども、ここについては、それを原則としながら他の制度、電気通信事業法とかを参考にしまして、消費者の理解がある場合には、口頭または電話による説明を省略できるとしました。

適格消費者団体からのヒアリングの際に、一定の金額以下で区切ってはどうかという御意見がありましたけれども、一定の金額というものを具体的に導くのが困難であることと、一定金額以下の消費者がこの説明を望んでいないということが完全に推定できるかと言われたら、なかなかそれは難しいのではないかとということで、一定の金額を区切るということはずらずに、消費者からの理解がある場合については、口頭または電話による説明を省略できるという形にしています。ただ、消費者の理解については、当然ながら明示される必要があり、また説明するかしないかによって、不合理な差別を設けてはならないということを記載しております。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点につ

いて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。大高委員、どうぞ。

**大高委員** ありがとうございます。まず、通知、公告の関係で申し上げたいと思います。

基本的なところとしては、おおむねこのようなところではないかと思いますが、まず、19ページの(3)のなお書きのプライバシーの配慮に関してです。対象消費者のプライバシーが非常に重要であるということは理解をいたします。ただ、通知、公告の目的というのは、対象消費者に本制度による手続が進行しているということ、授權を促すというところにありますので、例えば、プライバシー保護をあまりに重視するから、注意喚起力に極めて乏しい通知となって、気付かれないということになってしまったら本末転倒だろうと思います。あくまで通知、公告の本来の趣旨が害されない範囲で、プライバシーの配慮をするというところをもう少し明確にさせていただいていいのではないかと思います。

次に「説明義務」のところは何点か申し上げたいと思います。まず、対象消費者の明確な了解がある場合には、説明を不要とするという考え方については、対象消費者と団体の負担の軽減及び対象消費者の利益の確保という観点から評価をしたいと思います。ただ、21ページから22ページにかけて、説明を行う具体的な方法として、直接面談のほか、説明会、電話であるとか、人の手で説明をするということが基本的には念頭に置かれているのかと思います。この点については、やはりもう少し、もちろん条文の限界というものはあるのかしれませんが、検討の余地があるのだらうと思います。

というのは、やはり、必ずしも人間が直接説明した方が適切だとは限らないと思っているからです。例えば、事案内容を十分に理解していない説明者から説明を受けても、ほとんど意味がないわけで、それならば、分かりやすく構成された漫画であるとか、動画であるとか、そういったものを見てもらった方がよほどかもしれません。いろいろの間考えておったのですが、むしろ重要なことは、対象消費者が疑問に思ったことをすぐに尋ねることができる体制ではないかと思います。直接、人から説明を聴くということではなくて、何かあればすぐに尋ねることができる、そちらの方がむしろ重要ではないかと思っておりますので、その点、もう少し書きぶり等について、御検討いただければと思います。以上です。

**升田座長** そのほかに。どうぞ、川口委員。

**川口委員** ありがとうございます。今の大高委員の御意見と若干かぶるのですが、21ページ「説明義務」のところですか。この文章を読みますと、基本は直接人の説明によってと読めまして、例外として、特に説明を不要とする意思表示が明示された場合には、口頭での説明を不要とするということだと思えるのですが、そのように考えますと、特定適格消費者団体が都市部に偏っているということを考えた場合に、地方の消費者のことはどうなるのかということに疑問に思います。

文章で交付をして、それを理解したというようなことが文章のやり取りで確認で

きるというようなことでなければ、恐らく、特定適格消費者団体の存在する都市部以外の消費者は、事実上、制度の枠外になってしまわないかなという危惧は生じないかなということを思います。以上です。

**升田座長** ほかにいかがでしょうか。どうぞ、小浦委員。

**小浦委員** 20ページのところの「3 相手方による公表」のところなのですが、確かにここに書いてありますとおりに、この中では相手方に公表のことも随分話をしましたが、確かにガイドラインの中に入れるのは、ちょっと違うと私も話しながら思っておりましたので、このとおりでいいと思っております。

まとめて21ページにかけて書いてあります内容も話されたことがそのとおり生かされていますので、ぜひ消費者庁の方からも、このガイドラインとは別に、こういう公表するという指導の方もあわせてお願いしたいと思います。以上です。

**升田座長** ほかにいかがでしょうか。どうぞ、和田委員。

**和田委員** ありがとうございます。二か所共通の指摘なのですが、19ページと20ページに二つ以上の簡易確定手続申立団体がある場合の通知と公表について、19ページは（5）、20ページは（4）というところで書かれているのですが、まず、通知について、連名で行うことが望ましいというのは、そのとおりだと思います。

通知の内容について、きっちり合意が形成できるとも限らないので、これが望ましいにとどまるのは理解するのですが、もし連名でない場合に、別の申立団体が存在することに係る通知について、両方とも望ましいとなっているのですが、やはりこれは対象消費者からすると、混乱の元となると思いますので、連名で通知を行う場合の別の団体の存在、その情報については、マストにすべきではないかと考えております。こちらの御提案として申し上げさせていただきます。

**升田座長** そのほか、いかがでしょうか。澤委員、どうぞ。

**澤委員** まず、21ページです。事業者側の公表の在り方ということで、ガイドラインとは別に公表することが望ましいという点なのですが、こちら結論は異論ございません。しかし、どのような形でそういう別のものがつくられるのか。例えば、ガイドラインみたいな形で、パブコメをとるような形でやるのか、それとも消費者庁がつくって、それで終わりという形になるのかということは重要かと思っております。もし、可能であれば、団体側のガイドラインを作るのとあわせて、事業者側のものも一緒にパブコメに付すとか、二回やると散漫になってしまっていて分からなくなってしまうので、できれば一緒にパブコメに付すことができたらいいと思っております。

続いて、その「説明義務」のところ、授権に先立つ説明は、消費者のための説明であるから、消費者の方がいいと言え、不要だというところの結論は相当だと思っております。ただ、どのような書面でもいいかということ、だめで、やはり分かりやすい書面でやっていただかないとだめだと思います。それが分かりにくいのに、



はいと言ってしまうようなことがないように、分かりやすい形にさせていただくということは、団体側の努力としてやっていただくべきかと思えます。

似たような話なのですけれども、授権が不要だということがあったとしても、やはり団体側としては、最低限、最大限説明することを努力するべきかと思っております。先ほど大高委員からもありましたけれども、動画だったりとか、漫画だったりとか、どうやったら消費者に伝わるのかというのは、しっかりと考えてやっていただきたいと。私はやはり動画が一番分かりやすいと思えますけれども、それプラス質問があったときに電話対応できるというのは、まさにそのとおりだと思っております。

更に言うと、書面交付で済ませた場合に、消費者とトラブルになったということがあれば、それは団体側が団体側の責任としてやはり解決しなければいけないというところは明記するべきかと思っております。以上です。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。それでは、御質問があったと思えますので、その点、お願いします。

**小田専門官** 事業者の公表方法について、具体的にどういうものを考えているかというのはまだないのですけれども、一枚紙かそこぐらいの分量になると思っております。そのぐらいのものを公表するとなるのではないかと思っております。そこについては、事業者の方々からの意見の表示の仕方も考えなければいけないかなと思っておりますけれども、できれば、このガイドライン自体のパブコメに合わせるというのもありかなと思いました。以上でございます。

**升田座長** それでは、続きまして、資料1の第5から第7、これをまとめてお願いいたします。

**小田専門官** 資料1の第5、これについては、授権契約の拒絶や解除について記載しております。従前の資料からの修正点を説明しますと、従前の資料になかった授権をしたものが合理的な理由なく必要な証拠書類を提出しない授権をした者との連絡がとれないなど、特定適格消費者団体の適切な手続遂行に支障が生じた場合には解除できるということを加筆しております。

第6の「不利益処分等」についてです。1で不利益処分等の選択について記載し、2で公表についての考え方を記載しております。3は適格消費者団体に対する記述になります。公表についてなのですが、検討会では報告徴求、立入検査などで公表するのかという御意見もありましたけれども、重大な何か問題が生じているような場合については、消費者庁の方で報告徴求をしているとか、立入検査をしているということ自体も公表すべき必要性がある場合はあり得ると思えますので、ここについても公表できる形で従前どおり維持しております。

第7の「会計基準」についてです。文言は若干修正されておりますけれども、内容的には従前の資料のとおりです。ここで考えているのは、NPO法人会計基準等、既

存の会計基準にのっとり、それと整合的に費用の振り分けとか、そういうものを今後考えていきたいということで、最終的には会計の手引みたいなマニュアルを作成すべきことになるのではないかと考えているところになります。以上になります。

**升田座長** ありがとうございます。それでは、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。どうぞ、大高委員。

**大高委員** ありがとうございます。第5の授權契約の解除については、基本的におおむねこういう内容で適当ではないかと思っております。特に、23ページの1の具体事例として最後に授權した者が協力をしないという場合に解除ができるということが加わった点は非常に団体としては評価しているのではないかと考えます。

次に、24ページの第6の「不利益処分等」ですが、先ほど小田専門官から「報告徴求、立入検査の場合でも公開できるようにするというを維持したということをおっしゃって、そのことの結論自体は私も全く異存はないのですが、やはり論点整理のときにも申し上げたとおり、報告徴求、立入検査と行政処分である改善命令、適合命令はおのずとレベルに差がありますので、その考慮要素にまさしく措置の内容といいますか、そのレベルも公表するかどうかの判断要素としてやはり加えるべきではないかと。一律に基準で考えるのではなくて、やはりそこは質的に区別をされてしかるべきだと。もちろん公表し得るということが前提で、一定、質的に区別をされてもいいのではないかと思います。

「会計基準」に関しても、基本的には適当かなと思っておりますが、特定適格消費者団体は、最終的には被害回復関係業務と差止請求関係業務、その他の業務と三つ業務を行うことになるわけですが、恐らく、活動の実態からすると、それぞれの業務がかなり密接に関連してくると思いますので、ある特定の支出がどの区分に入るのか、明確に区分しがたいこともあり得ると思います。今後の具体的に会計基準を策定するに当たっては、やはり適格消費者団体の意見も十分聴いた上で、実務的に運用可能かつ明確な基準となるようにしていただくよう要望しておきたいと思えます。以上です。

**升田座長** ほかにいかがでしょうか。澤委員、どうぞ。

**澤委員** 23ページ、第5の1のところの2つ目の「・」ですけれども「授權する者が簡易確定手続申立団体が定めた報酬及び費用の負担を拒否する場合」というところで、趣旨は分かるのですけれども、報酬のところの裁量はかなり広がっておりますので、何でも報酬を払わないから拒否できるというわけではないだろうと。合理的な報酬という話なのかと思いますので、その点、修正をお願いしたいと思えます。

あと、25ページの「不利益処分等」のところなのですが、ここについては、今さらこんなことを申し上げて恐縮なのですが、法文の第86条をごらんいただくと、特定認定取消等というところがあるのです。私がこの中でどう判断したらいいのか

と思ったのは、例えば、第2項の第1号のところで、相手方と通謀して請求の放棄又は和解をしたとき、その他、消費者の利益に著しく反する訴訟その他の手続の遂行を行ったと認められるときとあります。ここについては、特段ガイドラインで示されていないわけなのですけれども、こういったところも何か解釈指針とかがあるといいのではないかと思った次第です。以上です。

**升田座長** 川口委員、どうぞ。

**川口委員** ありがとうございます。25ページの「会計基準」のところですが、これは、今、小田専門官の方からお話もありましたように、特定適格消費者団体はNPO法人であるということで、NPO法人会計基準に沿ってというお話があったのは、これは文章の表現上のことかと思うのですが、この会計基準という言葉に若干違和感がありまして、どうも既存の会計制度と並び立つようなものをつくるとちょっと読めてしまうような気がします。ここで言いたいことはそういうことではなくて、既存の法人は、既存の制度の上に乗っかっているわけですから、その会計基準に沿った上で一定の統一された様式での報告を求めるといって、多分、そういう趣旨ではないかと思うのです。その辺、文章上の表現を若干工夫されてもいいのかと思います。

といいますのも、いわゆる会計基準という言葉が、どうもオーソライズされた制度をイメージするので、例えば、会計報告であるとか、より普通名詞的な表現にされると、その辺の言葉が独り歩きすることはなくなるのではないかということを感じます。その中で、絶対必要なことが、このNPO法人にしても、いわゆる一般社団、財団、公益法人にしても、その制度上、区分経理ということが制度上想定しているわけですので、その区分経理の方法に従って、被害回復関係業務に係る収支を明らかにするということと、それから消費者から預かった現金の所在を明確にすると。この二つが必須の項目かなと思います。この辺が実現できればいいのかなということで、特に、区分経理ということを用語上追及しますと、端的に言ってしまいますと、事業を貸借対象表上の区分を要求するのか、事業ごとの区分を要求するのかなって来るので、これはNPO法人会計でも、そこまでは要求していないので、あくまでもその預り金、要するに金銭の所在を明確にするというところで、止める方が団体の負担ということ考えた場合には、そのやり方として適切ではないかということをおもいました。以上です。

**升田座長** ほかにいかがでしょうか。どうぞ、和田委員。

**和田委員** もしかしたら、私が理解違いをしていたのかもしれませんが、今の会計基準のところなのですが、私はまさに会計基準というものをつくるという議論だったと私は理解しております、もちろん特定適格消費者団体がNPO法人であったり、公益法人に当たる場合もありますが、必ずしもそうであるとは限らないので、別に会計基準をNPO法人や公益法人並みのものと並び立つような会計基準をつくられるものと理解していました。そうであれば、この記述はいいのかなと思ったのですが、そ

こがもしかしたら理解違いがあったかもしれないので、御確認をお願いできればと思います。

**升田座長** その点だけ、お願いいたします。

**小田専門官** そこは全く別物を作ることまでは考えておりませんで、NPO法人の会計基準とか、公益法人の会計基準の中で、被害回復関係業務に関する経費がどうだという、費用の振り分けの部分とかが多分、NPO法人の会計基準とかにはありませんので、そういう費用の振り分けについて、どうしたらいいのだとか、そういうことを更に詳細版を作るといふか、そういうようなイメージで、今の形になっています。

**升田座長** ほかにはいかがでしょうか。大高委員、どうぞ。

**大高委員** 重ね重ね申し訳ございません。先ほど、澤委員からありました指摘のあった点について、一点ちょっと申し上げたいことがございます。澤委員から、23ページの第5の1の具体的事例の二つ目の報酬費用の負担を拒否する場合について、あくまでも合理的な報酬等が定められた場合に限るべきではないかという御指摘があって、確かに澤委員の御懸念はごもっともなのですが、こういう理由で合理的な報酬ではないといって拒否ができるとなると、対象消費者がそのように一言言ってしまうと、支払拒否ができることになる。では、合理的な基準は誰が判断するのかということになって、むしろトラブルが増すのではないかと、むしろ澤委員のような御懸念がある場合は、むしろ消費者庁が監督をするというのが筋ではないかと思いません。

むしろ書くとしたら、後ほど議論になりますけれども、回収額の過半を超えるような報酬基準を定めているとか、明らかにガイドラインに反することが明白であるとか、そういうようなかなり例外的な事例に限定をして、そういった条件をつけるというのはあるかもしれませんが、一般的に合理的な報酬というような形で拒否を可能とすることについては、むしろトラブルが頻発するのではないかとこのことを懸念いたします。以上です。

**升田座長** ほかによろしゅうございますでしょうか。今、次の議論もありました。続きまして、最後になりますけれども、第8と第9について御説明をお願いいたします。

**小田専門官** 資料の第8は「報酬及び費用の基準」について記載しております。1で「簡易確定手続の報酬及び費用の基準」について記載しております。文言は若干修正しておりますけれども、基本的には従前の資料を敷えんした内容になっております。「過半を消費者の取戻分とする」ということで、だからといって、常に過半でいいわけではなくて、特定適格消費者団体としては、適切な報酬及び費用について設定してくださいということを書いています。そして、この適切な報酬及び費用かどうかについては、当然、消費者に納得が得られるかどうかという問題もありますし、消費者庁の方で十分に監督していくということが記載されております。

資料27ページ2の方で「簡易確定手続の着手金等」ということで、資料に書いて

おりまして、これについては、若干、説明させていただきますと、回収額は過半を消費者の取戻分とするという記述にしますと、回収額が極めて低額またはゼロとなる場合があります。例えば回収額がゼロの場合、回収額の過半以下が団体の取り分となりますと、では回収額がゼロだったら、団体の報酬がゼロでいいのかと、回収額が極めて低額だった場合に、団体の報酬が極めて低額でもいいのかという問題があります。

特定適格消費者団体の方で、一定の事務を依頼されて、それを遂行するわけですので、最低限、一定程度については、負担を求めることがあってもいいのではないかという御意見がありましたので、第8回ぐらいの検討会の資料で記載させていただいたとおり、1万5,000円を限度に負担を求めることができるということを記載させていただきました。

ただ、この点については、こういう規律を設けるかどうかということと、あわせてこの1万5,000円という金額について、御議論いただきたいと思っています。この1万5,000円については、弁護士会の紛争解決センターを利用する場合の申立手数料を参考に1万5,000円と記載させていただきました。

3番目に「異議後の訴訟等の報酬及び費用の基準」について記載しておりますが、これについては、他の制度を参考にして設定しております。従前の資料のとおりになっています。

第9のところでは「おわりに」ということで、制度に対する期待等を記載させていただきました。以上になります。

**升田座長** ありがとうございます。では、ただいま御説明いただきましたことにつきまして、御質問、御意見を伺いたいと思いますが、大高委員、どうぞ。

**大高委員** ありがとうございます。まず、第8の1の基本的な「簡易確定手続の報酬及び費用の基準」の議論につきましては、第9回でしたか、議論をさせていただいたところですので、基本的には賛成をしたいと思います。

問題は、27ページの2以降で書いていますように、着手金といいますが、その返還不要額を一定程度認めるのが適当かどうかという点でありますけれども、以前も申し上げたとおり、特定適格消費者団体は、授權を拒否するということが著しく制限をされていることがあり、勝てる見込みがない、請求が認められる見込みが極めて乏しい対象消費者であっても授權を受けなければいけないという制約が課されておりますので、そのこととの関係上、授權を受けることにより生じる最低限の事務費用について、対象消費者に負担を求めるとすることについては、やむを得ないことではないかと考えます。その観点から、今回、2として一定の額について最低限の負担を対象消費者に求めることができる点については賛成をいたしたいと思います。

問題は、では金額は幾らが適当かということでありまして、今、ペーパー

では弁護士会の紛争解決センター等の基準も出していただきましたが、確かにこれは非常に考えるのは難しい問題でありまして、というのは、本質的に着手金といっても、実質としては、特定適格消費者団体が授権を受けるに当たって要する最低限の費用の補填という性格のお金でありますので、なかなか実務が動き出す前に、その適当な金額というものを算定するというのはなかなか難しい部分もあるわけでありまして。

ただ、感覚的なところで申し上げれば、この1万5,000円程度の金額というのは、それとも当たらずとも遠からずかと思っております。というのは、我々が消費者事件とかを取り組むときに、よく弁護団とかを組むわけですが、弁護団事件というのは少額事件も多くて、そういう事件でできるだけたくさんの方から依頼を受けるということがありますので、総額に関わりなく、これは統計をとったわけではありませんで、あくまで印象論でありますけれども、大体着手金というのは1万円から3万円程度をいただいて、あとは勝訴したり、実際に回収ができたときに、成功報酬という形でいただくというケースがかなりを占めているのではないかと思います。

そういうことからすると、今回お示しいたがっている金額というのは、それほど外していらっしゃらないのではないかと評価したいと思っております。繰り返しになりますけれども、最終的には、この金額については、ある程度実務の運用を見ながら、適宜、修正をしていくことで、より適切な金額というものを決めていくということをしざるを得ないのではないかなと思っております。

あと何点かちょっと確認をしたいことがありますので申し上げます。まず、一つ目は、この金額なのですけれども、以前、もしかしたらお聞きしたかもしれませんが、これはいわゆる本体価格になるのか、消費税込みの価格になるのかということでもあります。というのは、着手金は1万5,000円というのが具体的な金額として提案されておりますけれども、前半の方では、過半という形で割合で提案をされておりますので、その形の関係で内税となるのか、外税になるのか。今後、税率が上がっていくということが想定される中でございますので、非常に重要な問題になるかと思っております。この点は、考え方をお聞きしておきたいと思っております。

それから、27ページの2行目、「なお、特定適格消費者団体が弁護士に依頼する費用についても、それが合理的であることを確認できるよう、内訳について可能な限り具体的な開示を受けることが必要である」という記述がございますが、これはどのようなことを具体的に開示として考えておられるのかということをお聞きしたいと思っております。これは文章を読む限りは、依頼をした弁護士から団体に開示してもらうということですが、御承知のとおり、弁護士が事件を受けるとき、職務基本規程によって事前に委任契約、報酬の額を定めた委任契約を交わすことになっておりまして、そこで当然報酬の額というのは具体的に明示がされるわけでありまして、それを超えて、具体的にどういう内訳というものを想定されているのかについて、

確認をさせていただきたいと思います。2点、よろしく願いいたします。

**升田座長** それでは、確認事項があるようですので、お願いします。

**小田専門官** まず、消費税が内税か外税かということですが、ここに記載しているのは、消費税を込まない金額でして、これ以外に消費税を取ることは可能と考えております。

二番目の質問で、内訳をどこまで説明するかというところですがけれども、もちろん実務は踏まえないといけないかと思いますがけれども、できるだけそれは詳細に開示は受けるべきかと思うけれども、当然、実務的にどこまで開示できているのかというところは踏まえる必要があるかと思っております。

**升田座長** どうぞ、大高委員。

**大高委員** 今、御説明いただいた点で、まず、内税か外税かの話なのですが、そうしますと、今のお話ですと1の簡易確定手続の報酬として過半、要するに50%を超えてはならないということに関しては、消費税も含んで50%を超えてはいかんという趣旨なのか、本体価格が50%以下であったらいいのか、その点は確認をしておきたいというのが一つです。

後半の弁護士の費用の内訳に関してなのですが、例えば、弁護士が通常用いる報酬のスタイルというのは、着手金と成功報酬の方式なのですが、それは当然、着手金については、例えば10万円といった定額、成功報酬については、回収金の15%という形で、委任契約により具体的に、またある意味機械的に決まるわけですので、それをさらに超えてどういう内訳というものを想定されているのかということをお聞きをしたいと思います。

もちろん、タイムチャージ制のように、実際にどういう業務をやったかによって金額が変わってくるような場合は、具体的な内訳というのは想定ができるのですがけれども、いわゆる一般的な着手金、成功報酬制の場合であれば、契約書に書かれている算定方式で、おのずから機械的に決まるように思いますので、どういうことを考えておられるのかということとは分からなかったということです。

**小田専門官** 一点目の説明の質問の50%のところは、消費税との関係でどうなるのかというのは正直検討していなかったもので、検討して考えたいと思います。弁護士報酬について、単純にその弁護士報酬で着手金で幾らという形をとってしまいますと、それだけで弁護士に依頼した段階でブラックボックスになってしまうのではないかなと思っています。例えば、その事務所、何割ぐらいが事務所の運営費で、弁護士として大体どれぐらいが報酬として本当にポケットに入ってくる分だというようなところが出せるのであれば、そういうことは、当然、出すべきではないかという気はするところです。

**升田座長** そこは、恐らく弁護士によるところもあり、契約書の内容によるところもありますので、次回までにその実態を踏まえてお考えいただけますでしょうか。その

ほかいかがでございましょうか。澤委員、どうぞ。

**澤委員** ありがとうございます。まず、今、その流れで申し上げますけれども、弁護士報酬の内訳の部分については、小田専門官がおっしゃっていたとおり、ブラックボックスになってはいけないと思っています。ですので、着手金、報酬金幾らというのでは、これは全然話にならないと思っています。具体的には、報酬はそう決まっていたとしても、弁護士として何をさせていただいたのかというのは報告していただくことは可能なわけです。

事務所によっては、タイムチャージのシステムで管理しているところもあるでしょうし、そういったものがなかったとしても、表計算ソフトで毎日どれぐらいやったかとか、それぐらいのことはできる話ではあります。そういったことを具体的に求めるような契約にするべきだと私は思っております。

この具体的な開示を受けることが必要であるというところについては、開示を受けることは大事なのですけれども、やはりそれを更に公にする、公表する、開示するということが、そのガバナンスを効かせるという意味では非常に重要な点だと思います。私は弁護士報酬というところと、あと更に上の方に戻りますけれども、特定適格消費者団体がどういった業務をやって、どうしてこれが適切な報酬の金額なのかということは、個別の消費者に対して説明するだけでは足りなくて、それを公に開示する必要があるのではないかと思っております。

順番が前後しますが、第8の1のところに戻りますが、下の方の部分で考慮要素をいろいろ並べていただいています。特定適格消費者団体は、個別の消費者の回収額、授權を受けた消費者の数、総額、労力等々あるのですが、労力イコール事案の難易度となるとは限らないので、ここは事案の難易度というものも入れていただくべきかと思っています。

要するに、効率的で能力の高いとか、慣れている適格消費者団体がやったりすれば、その分労力は少なくて済むということでもありますので、事案の難易度に応じて選ぶべきだと。

あともう一つ考慮していただく必要があるかと思っているのは、他の事案の報酬です。これがどれぐらいなのかというのは、考慮要素として重要だと思っております。

さらに、この報酬は、最終的には、今、申し上げたような考慮要素から決定されるのだと思いますけれども、そういった考慮要素があったとしても、団体としては、やはり効率的に業務を遂行することによって、できる限り消費者に対して取り分を多くしなければならぬと思っていますので、団体において努力をしていただいで、効率的に業務を遂行するというところをどこかに盛り込んでいただければと思っています。

次に、簡易確定手続の着手金のところなのですが、報酬と合わせて1万5,000円と



いうのは、こういったことはあり得べしとっておるのですが、まず、一つ御質問ですが、50%と書いてあるところに、この1万5,000円は含まれるのか、どうなのかというところですか。例えば、消費者側の請求金額が1万円ぐらいの事件だったとしたら、この1万5,000円を取ってしまったら、逆に足が出てしまっている状況にはなっています。その場合の上限の50%は外で考えるのか、中で考えるのかを教えてくださいいただければと思っております。以上です。

**升田座長** そのほか、いかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

**和田委員** やはり、この報酬費用のあたり、27ページのところについては、私もずっと悩んでいるのですが、確かに回収額が極めて低額、ゼロの場合に、手続を遂行した団体が持ち出して負担することが本当に適切なのかどうかということは考えられるのですが、そもそものこの制度の趣旨からいくと、やはり集团的に手続を進めるので、一人一人の手続負担が低額になって、だからこそ、取戻額が低額な方であってもこの手続に参加できるということがこの制度の肝だったと思います。これが、今、【P】がついていますけれども、1万5,000円までは、回収額がゼロであってももらえるという仕組みにした場合に、結局、この1万5,000円というのは、エントランスフィーといいますか、その回収額が1万5,000円にいなさそうな人は、もちろんケースによって団体が5,000円と設定することもあるのかもしれないですが、結局、そのときの着手金はその手続に参加するかどうかの結局足切り基準みたいに、結果的に作用してしまうのではないかなということを懸念しております。せっかく集团的に処理する以上、低額の方とかゼロの方がいたとしても、基本的には団体が授権の手続をする際に、その人がちゃんと取り戻せるかどうかというのを、ある程度対象消費者であるかどうかの確認はきちんとして上で手続を進めるものと思いますので、恐らく大半の方は取り戻せるという前提でないと、この仕組みは回らないと思うのです。

そうすると、取り戻せる大半の方の回収額が50%の中のやりくりで、ゼロの方とか、それより低額の方の分の手数料分が、何とかカバーできないかなというのを考えているところですか。やはり、場合によっては制度の趣旨ではないような効果をもたらしてしまうのではないかなということを心配しております。この1万5,000円の根拠として、期日一回ごと手数料5,000円などで、二回から三回ぐらいやるとして、1万5,000円ぐらいかなという根拠を一生懸命考えてくださったのは分かるのですが、ここで出されている事例はあくまでも個人で手続する、個人で相談する場合の事例だと思いますので、根拠として分かりやすいのですけれども、直につながるかという、それを根拠として使うことがどこまで消費者の方に納得できるかなというのが正直悩んでいるところがございます。

**升田座長** 一応、文章上は1万5,000円を上限ということになっておりまして、何もそこしかないということではないということです。そのほかいかがでございましょうか。

大高委員、どうぞ。

**大高委員** 重ね重ね申しわけありません。やはり、弁護士報酬となりまして、申し上げなければいけないところもありまして、今、澤委員からも御発言がありましたが、弁護士報酬という内訳をどう開示するかということで、タイムチャージに関して御指摘もあったように、どういう仕事をしたかという内訳というわけですけれども、タイムチャージにおける弁護士の単価をどう決めたのか、例えば、一般的な弁護士であれば1万円から、高い弁護士であれば5万円、10万円とあるだろうと思うのですが、ではその値段がどう出てきたのかというものを積算して、具体的に単価の内訳を出してくれと言われた際に、出せる事務所は恐らくないだろうと思います。

また、着手金と報酬の額についても、事務所の基準はもちろん請求金額等に応じて設けておりまして、どの事務所も報酬基準を一定決めることになっておりますから、それは設けておりますけれども、その報酬基準をどういう根拠で算定したのか、事務所の売上がこれだけで、経費がこれだけでと開示できるような形で算定しているような事務所は、恐らくこれもまたないだろうと思います。

ですので、議論が不可能なことを要求されている方向にいきそうな感じがしたものですから、あえて申し上げているのですが、やはりそれはそういう内訳を開示することでコントロールするというのは、私は難しいのではないかと思います。むしろ、澤委員がおっしゃったように、どの弁護士にどのような報酬を払ったということをきっちりとオープンにするか、弁護士何名に対して総額幾らの費用を払ったということを例えば開示をさせることによって、間接的に法外な報酬を取らないようにするとか、そういう方法はあると思いますし、また、澤委員がおっしゃったように、きっちりと業務内容を報告する。もちろん、今でもまともな弁護士であれば、依頼者に対してかなり丁寧に業務内容を報告していると思いますけれども、そういったものをきっちりと約束をしてくれる弁護士でなければ頼んではいけないとか、そういった形での監督の方が、むしろ実務の運用、在り方に沿うのではないかと思いますので、その点は十分御配慮いただければと思います。

**升田座長** そのほか、いかがでしょうか。先ほど、議論になっていました報告義務というのは、これは団体と消費者との間で委任契約が結ばれるわけで、民法の規定にも当然あるわけで、それを排除しない限りは個別の消費者団体に対して、報告を求めたときには、報告をしないといけないという建前はあると思います。

ただ、問題は、実際に業務を行っておられるのが、受任された弁護士さんの場合には、消費者と弁護士との間には、今回のスキームが必ずしも契約がないわけで、そこをどうされるかということが一つの課題といいますか、問題かと思います。どうぞ、和田委員。

**和田委員** 今、まさに座長から整理していただいたとおり、消費者から直接的に弁護士事務所、法律事務所に対して、中身について確認することができないのですが、こ

これは団体の責任において業務委託をしているわけですから、その弁護士に対して、きちんとその情報を聴取して、それをきちんと踏まえて消費者に対して説明する義務というものは、やはり団体に課されているものと思いますので、それも前提に、本来であれば、消費者が直接、弁護士を雇っていたのと同等とは言わないまでも、それに近いような納得性が得られるだけの情報は、やはり消費者にきちんとフィードバックする責任があると思います。

**升田座長** 大体よろしいですか。どうぞ、澤委員。

**澤委員** まず、関連事項なのですが、単価とかは分からないというのはおっしゃるとおりなのですが、やはりそれを目に触れさせるということが一番大事だと思っております。例えば、1時間15万円の弁護士、1時間15万円といったら、そんなとんでもない人に何でお願いしなければいけないのだというのは、消費者側としては思うわけです。最終的にはそうやって開示されることによって適切な金額に収れんしていくのではないかと。それが大事な仕組みなのではないかと思っております。

また、1万5,000円は50%の中に含まれるのかどうなのかという点についてお答えいただけていないのですが。

**小田専門官** この50%よりも1万5,000円の方を優先する基準だと考えていまして、例えば、2万円の請求の事件であれば、この資料の形だと1万5,000円までは取れるとなっております。ただ、現実問題として、1万5,000円を上限にすると言って、2万円の事件で1万5,000円を、多分、着手金で取ってしまうと、授権する人がゼロになるので、そういうものは自動的に排除されるのではないかと考えているところであります。

**升田座長** 澤委員、どうぞ。

**澤委員** そうすると、この1万5,000円という基準なのですが、以前の資料でAとかBとか分かれてこういう実費がかかりますというような表があったと思うのですが、その実費を足し合わせるとどれぐらいになるのかというところで判断するのいいのかなという気がしています。労働に対するところは除いたとして、郵送で幾らかかるだとか、いわゆる実費は幾らになるのでしょうかというのは、調べていただければと思います。

**升田座長** 時間もほぼまいりまして、あともう数分なのですが、せっかく参考人においでいただいて、まるっきり発言の機会がないと、また、いろいろおありだと思いますので、きょうは非常に恐縮ですが、お一方二分でお願いできればと思います。よろしくどうぞ。

**磯辺参考人** ありがとうございます。熱心に御検討いただきました。本当にありがとうございます。

きょうの議論を聞いていまして、感想を二点。6ページの「(2) 人員・物品が確保されていること」の質疑の中で、一名プロパー職員がいないときには認定は難

しいのではないかというやり取りがありました。これはプロパー職員の概念にもよりますけれども、給与を専らその団体から受け取って、それ以外の兼職先がないという基準で考えますと、今の適格消費者団体の実情から考えると、非常に高いハードルに実質的になるのではないかと思いますので、この点、ぜひ御考慮をお願いしたいというのが一点。

それと、10ページの情報提供の件ですけれども、法律上は第82条で既に努力義務規定として基本的には情報を公表するということが前提の上の話ですので、情報の提供を行うかどうかの考慮要素というよりも、どういった場合に情報提供を行わないという判断があり得るのかという観点からもう一度御検討をお願いできればと感じました。以上です。

**升田座長** ありがとうございます。それでは、伊藤参考人、どうぞ。

**伊藤参考人** ありがとうございます。情報提供の点につきましては、磯辺参考人もおっしゃったように、法82条は消費者に対する情報提供に努めなければならないとしています。また、この制度の目的に照らしてやはり判断をされるという姿勢が必要ではないかと思えます。その点は御考慮いただければと思えます。

あと、先ほど1万5,000円という着手金についての根拠というところでいろいろ御議論がありましたけれども、シミュレーションで実費についてどのぐらいかかるかというお話があったと思いますが、その実費だけではなくて、個別の消費者を個々に担当する労力というものがどうしても必要になってきますので、担当していただいた弁護士さんに全く回収できなかった場合にはお支払いしませんよ、ゼロになった場合は一切お支払いできない、という条件では、なかなか受けていただける弁護士もいないのかと思えますので、ここでいう実費というのは、その弁護士費用も含めて、想定されないと現実的ではないのかと思いました。以上です。

**升田座長** ありがとうございます。最後に一点どなたかから御発言があれば。澤委員からどうぞ。

**澤委員** 手短に、第9のところはちょっとまだ議論しておりませんでしたので、申し上げたいのですが、委員から、財政面、情報面での適格団体に対する支援が必要だという点なのですが、これは私の個人の立場と、いろいろあるのですが、ちょっとそうではないと考えていらっしゃる方もいると思えますので「委員の一部」とか、そういう形なのかと思っています。

もう一つが、これが始まってまだ進んでいないような状況なので、やはりPDCAを回して行って、これを見直していくということが必要だと思っています。報酬のところにもそのようなことが書いてありましたけれども、ガイドライン全体としてこれをやっていく必要があるのではないのかと。その中では、ちゃんと制度全体としてのコストとかベネフィットをしっかりと見て分析していくということも含めて検討する必要があるのではないかと思います。以上です。

升田座長 三木委員、どうぞ。

三木委員 私も第9の終わりのところの書きぶりなのですけれども、このように書いていただいてすごくよかったと思っております。結局、委員は一部なのかも分かりませんが、やはりこれから最後の方の「また」の後の部分のところなのですけれども「必要な資金の確保」とか「情報の提供その他の特定適格消費者団体に対する支援の在り方について速やかに検討を加え」ということで、今後もそれをまだ検討も踏まえて考えていきたいという書きぶりをしていただいているのがとてもよかったですと思っておりますので、その思いです。

升田座長 ありがとうございます。それでは、きょう多数の御意見をいただきましたが、消費者庁におかれましては、本日の意見などを踏まえていただきまして、次回の検討会までに報告書の案の作成をお願いしたいと思っておりますが、最後に連絡事項をお願いいたします。

加納課長 どうもありがとうございます。一点だけ恐縮ですけれども、澤委員から御質問があった13ページの利害関係を有する場合の当該事業者等の「等」は何かという御質問についてですが、これは、消費者契約法で事業者等という概念が実は出ておまして、その事業者等の当該相手方事業者だけではなく、契約の相手方だけではなくて、委託をした事業者とか、そういうものが入っているのですが、それをそのまま引き移してしまっていたということでございまして、この制度では「等」はないということになろうかと思っております。そこは補足させていただきます。

次回の検討会でございますけれども、日程をまた調整させていただきまして、取りまとめの第二回目ということで、きょうの御意見をいただきまして、この報告書の案の修正を適宜いたしまして、また議論をいただければと思っております。

升田座長 ありがとうございます。取りまとめの段階ですので、最後、できるだけ多くの方に御同意、賛同いただけるようお願いしたいと思っておりますが、次回も日程を後日、また連絡させていただきますけれども、きょうの意見を取りまとめた案が出てくると思いますので、そのときには何とぞよろしくお願いしたいと思っております。それでは、本日はこれにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上